

# 新型コロナウイルス感染症 に係る予防接種実施計画

[策定] 令和3年4月1日 宮城県七ヶ浜町(令和3年12月13日 全面改訂)

[更新] 令和4年4月11日 (一部改訂)

※下線部分が主な更新箇所

## 2

## 目次

5	・目的
6	・実施期間及び対象者等
7	・予防接種の実施可能時期及び予防接種の効率的な運用
8	・予防接種に関する対応方針
9	・予防接種の実施フロー
10	・予防接種の実施フロー
11	・予防接種の予約方法
12	・1・2回目個別接種の会場等及び実施手順等 (12歳到達の新規対象者)
13	・1・2回目接種対象者の内訳 (12歳到達の新規対象者)
14	・1・2回目個別接種の会場等及び実施手順等 (5~11歳)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

3

## 目次

- |    |                             |
|----|-----------------------------|
| 15 | ・1・2回目接種対象者の内訳（5歳～11歳）      |
| 16 | ・1・2回目個別接種の会場等及び実施手順等（未接種者） |
| 17 | ・3回目集団接種の会場等及び実施手順等         |
| 18 | ・3回目集団接種の接種日割り当てについて        |
| 19 | ・3回目集団接種スケジュール              |
| 20 | ・3回目集団接種における医療従事者の確保        |
| 21 | ・3回目個別接種の会場等及び実施手順等         |
| 22 | ・3回目集団接種対象者の内訳              |
| 23 | ・エッセンシャルワーカーへの3回目接種について     |
| 24 | ・仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について  |

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

4

## 目次

- |    |              |
|----|--------------|
| 25 | ・コールセンターの役割  |
| 26 | ・安全性の確保      |
| 27 | ・予防接種組織体制    |
| 28 | ・集団接種会場レイアウト |

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

5

## 目的

- 本計画は、予防接種法第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナウイルスワクチンに係る臨時接種に基づく本町の事務に関し、新型コロナウイルスワクチンの接種(以下、「予防接種」と表記)を円滑に行うことを目的として、必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等について定める。
- 本計画は、作成時点での内容であり、今後、予防接種に関し詳細内容の決定や追加等があった場合は、随時更新する。
- 本計画は、令和4年2月28日までに実施予定の1・2回目接種に関する内容等を除く。
- 本計画に定めるもののほか、予防接種に関し必要な事項は、別に定める。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

6

## 実施期間及び対象者等[一部更新]

項目	内容
実施期間	令和3年2月17日から令和4年9月30日まで
1・2回目接種期間[個別接種]	令和3年3月1日から令和4年9月30日まで
3回目接種期間[集団接種]	令和4年3月22日から令和4年6月22日まで
3回目接種期間[個別接種]	令和4年4月7日から令和4年6月30日まで
1・2回目接種対象者	5歳以上の者
3回目接種対象者	2回目接種済で12歳以上の者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

7

## 予防接種の実施可能時期及び予防接種の効率的な運用

### 1) 予防接種の実施可能時期

- ファイザー社製ワクチンの場合、接種間隔は20日、武田／モデルナ社製ワクチンの場合は4週の間隔において2回接種することとする。なお、2回目の接種については、予約の空き状況やご自身の都合などを踏まえ、速やかに行うものとする。
- 3回目接種の実施可能時期は、2回目接種から7か月経過した日以降に接種できる。ただし、予約枠に空きがあれば、2回目接種から6か月経過した日以降に接種できる。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

### 2) 予防接種の効率的な運用

- 予定していた接種者が接種できないなどの理由によりワクチン接種回数調整が必要な場合には、接種が可能な方のうち接種に協力できる方に対し予約の変更を依頼するなど、効率的な運用に努める。
- 予約受付状況により、予防接種を実施しない日時や接種回数あたり接種見込み数を変更することができる。
- その他、予防接種の効率的な運用に関する具体的な手順等は、別に定める。

8

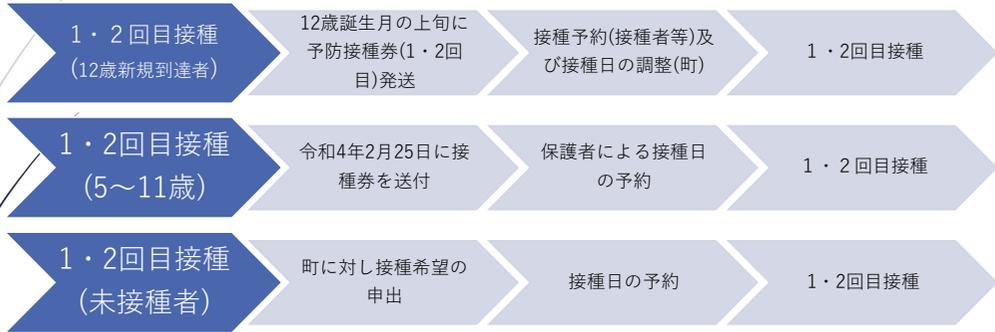
## 予防接種に関する対応方針

1・2回目接種(12歳到達の新規対象者)	・[対応]個別接種 ・[場所]かしま園クリニック
1・2回目接種対象者(5～11歳)	・[対応]個別接種 ・[場所]坂総合病院 赤石病院
1・2回目接種対象者(未接種者)	・[対応]個別接種 ・[場所]新仙台湾鈴木診療所
3回目接種(医療従事者等)	・[対応]医療機関等による個別接種 ・[場所]接種可能な医療機関等
3回目接種(一般)	・[対応]集団接種 ・[場所]七ヶ浜町武道館 ・[対応]個別接種 ・[場所]坂総合病院

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

9

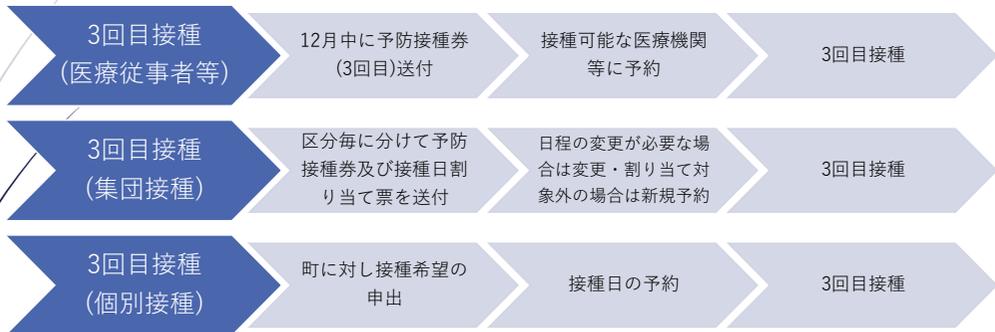
## 予防接種の実施フロー



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

10

## 予防接種の実施フロー



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

11

## 予防接種の予約方法

予約方法	集団接種	個別接種	予約概要	会場・連絡先	予約開始日	時間
窓口予約	○	○	健康福祉課窓口での予約	健康福祉課	「19 3回目 集団接種スケジュール」 参照	8時30分 ～17時15分
電話予約	○	○	役場での窓口 及び電話予約	健康福祉課 0120-005676	令和4年2月21 日（ただし、 土日祝日を除 く）	8時30分 ～17時15分
オンライン予約	○	○	インターネット を利用した 予約	町ウェブサイト の特設サイ トより	令和4年2月21 日（メンテナ ンス停止あ り）	24時間 (初日は、8 時30分から)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

12

## 1・2回目個別接種の会場等及び実施手順等 (12歳到達の新規対象者)

### 1)個別接種会場及び接種日等

- かしま田園クリニック(七ヶ浜町松ヶ浜字謡137-20)
- 接種期間(12歳到達前の前日から接種可能) 令和4年3月から令和4年9月30日までの間で町が指定する日(1日あたりの接種可能上限あり)
- 接種開始時間 12時30分(予定)

### 2)個別接種の実施手順等

- 健康福祉課にて窓口及び電話予約(予約日時及び連絡先は、「11 予防接種の予約方法」参照) ※12歳到達前でも事前に予約可能
- 原則、保護者の同伴を必要とするものとする。
- 接種後の接種会場からの帰宅時における急激な体調変化などに配慮し、保護者の同伴により接種者の安全を最優先した運用に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

13

## 1・2回目接種対象者の内訳 (12歳到達の新規対象者)

区分	対象	人数	備考
G11C	平成22年2月1日～ 平成22年3月10日生	18人	G13実施前に12歳となる方で 未接種の方

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

14

## 1・2回目個別接種の会場等及び実施手順等 (5～11歳)

### 1)個別接種会場及び接種期間

- 坂総合病院（塩竈市錦町16-5）
- 赤石病院（塩竈市花立町22-42）
- 接種期間 令和4年3月から令和4年9月30日までの間で町が指定する日（1日あたりの接種可能上限あり）
- その他詳細は町が別に定める。

### 2)個別接種の実実施手順等

- 健康福祉課にて窓口及び電話予約（予約日時及び連絡先は、「11 予防接種の予約方法」参照）
- 使用するワクチンは小児用ファイザー社ワクチンとする。
- 原則、保護者の同伴を必要とするものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

15

## 1・2回目接種対象者の内訳 (5～11歳)

区分	対象	人数	備考
G13	平成22年3月11日～ 平成29年9月1日生	921人	

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

16

## 1・2回目個別接種の会場等及び実施手順等 (未接種者)

### 1)個別接種会場及び接種期間

- 新仙台台湾鈴木診療所(七ヶ浜町境山二丁目7-14)
- 接種期間 令和4年2月から令和4年9月30日までの間で町が指定する日(1日あたりの接種可能上限あり)
- その他詳細は町が別に定める。

### 2)個別接種の実施手順等

- 健康福祉課にて窓口及び電話予約(予約日時及び連絡先は、「11 予防接種の予約方法」参照)
- 使用するワクチンは原則武田/モデルナ社ワクチンとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

17

## 3回目集団接種の会場等及び実施手順等 [一部更新]

### 1) 集団接種会場及び接種日等

- セケ浜町武道館(セケ浜町吉田浜字野山5-9 生涯学習センター内)を会場とした集団接種を実施する。
- 接種期間中のうち休館日(月曜日、ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日)並びに木曜日及び町が指定する接種を実施しない日を除く日に接種を実施する。
- 1日あたりの接種開始時間は4回とし、次のとおり設定する。
- (1) 9時30分 (2) 10時30分
- (3) 13時30分 (4) 14時30分

### 2) 集団接種の実施手順等

- 集団接種会場で実施する接種は、3回目接種とする。
- 町による接種日の割り当てまたは新規に予約受付を行い、変更を含む予約完了後に予防接種を実施する。
- 接種は、接種日時を指定して行う。
- 原則として、1日あたりの接種回数の上限を240回とする。
- 接種可能日は、予防接種スケジュールのとおりとする
- 12歳以上17歳以下に使用するワクチンは、ファイザー社ワクチンのみとする。
- 原則、16歳未満の接種は、保護者の同伴を必要とするものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

18

## 3回目集団接種の接種日割り当てについて [一部更新]

- 集団接種により行う3回目接種は、予約の混乱を避けるため、2回目接種完了時期を区分し、2回目接種完了順に接種日を町が割り当てる。
- 割り当てられた日の都合が悪い場合は、所定の手続きにより接種日を変更できる。
- 割り当て同一日で設定時間のみ都合が悪い場合は、変更の手続きを行わずに接種できる。なお、予め町に対し時間変更する旨、電話等で申し出るものとする。
- 割り当ての対象は、12歳以上で本町の集団接種会場で1・2回目接種した方とするが、本町以外で接種した場合において12歳以上で2回接種済みであり、国が定める混合接種等のルールに抵触しない方は、本町での集団接種ができるものとする。その際、新たに予約を行った上で接種するものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

19

## 3回目集団接種スケジュール [一部更新]

- 武田/モデルナ社による期間 令和4年3月22日から令和4年6月15日まで
- ファイザー社による期間 令和4年6月17日から令和4年6月22日まで

区分	2回目接種完了月等	ワクチン	接種券割当票送付日	予約開始日	開始	終了
A	令和3年6月～7月	武田/モデルナ	令和4年2月17日	令和4年2月21日	令和4年3月22日	令和4年4月下旬
B	令和3年8月～9月		令和4年3月17日	令和4年3月22日	令和4年5月上旬	令和4年6月上旬
C	令和3年10月		令和4年4月1日	令和4年4月4日	5月以降の予約が空いている日から順次割当 令和4年6月15日まで	
D	令和3年11月		令和4年4月22日	令和4年4月25日		
E	12歳以上17歳以下で完了者	ファイザー	令和4年4月22日	令和4年4月25日	令和4年6月17日	令和4年6月22日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

20

## 3回目集団接種における医療従事者の確保

- 公益社団法人宮城県塩釜医師会に対し、医師と看護師の派遣を依頼する。なお、必要により、別に看護師等を確保する場合がある。
- 1日に接種する回数や人数は、医師及び看護師の派遣状況を踏まえ、個々の予防接種が時間的余裕を持って行われるよう配慮する。
- 従事する医師は1名とし、看護師は5～8名とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

21

## 3回目個別接種の会場等及び実施手順等

### 1)個別接種会場及び接種日等

- 坂総合病院（塩竈市錦町16-5）
- 令和4年4月7日から令和4年9月30日までの間で町が指定する日（1日あたりの接種可能上限あり）
- その他詳細は町が別に定める。

### 2)個別接種の実施手順等

- 健康福祉課にて窓口及び電話予約（予約日時及び連絡先は、「11 予防接種の予約方法」参照）
- 使用するワクチンは、ファイザー社ワクチンとする。
- 原則、16歳未満の接種は、保護者の同伴を必要とするものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

22

## 3回目接種対象者の内訳 [一部更新]

区分	対象	人数	備考
M	医療従事者等	365人	18歳以上で令和3年5月までに2回目接種済の方
A	18歳以上で令和3年6月から7月までに2回目接種済の方	5,479人	
B	18歳以上で令和3年8月から9月に2回目接種済の方	5,168人	
C	18歳以上で令和3年10月に2回目接種済の方	2,313人	
D	18歳以上で上記以降に2回目接種済の方	1,079人	
E	<u>12歳以上17以下の方で2回目接種済の方</u>	<u>737人</u>	<u>使用するワクチンは、ファイザー社ワクチンのみ</u>
	計	<u>15,141人</u>	

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

23

## エッセンシャルワーカーへの3回目接種について

- 社会機能を維持するために必要な事業の従事者（「エッセンシャルワーカー」という。）に対しては、初回接種から6か月以上の間隔を空けて集団接種会場において優先的に接種することができる。
- 本計画でのエッセンシャルワーカーは次に掲げる者をいう。
- 小中学校教職員、放課後児童クラブ支援員、保育士、幼稚園教諭、社会福祉協議会、高齢者施設従事者、障害者施設従事者、公共の業務に従事する者その他町長が必要と認める業務の従事者
- その他必要な事項については別に定める。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

24

## 仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について

- 本町で実施する集団接種のほか、仙台市などを会場とした大規模接種について、他自治体の接種が可能であり、かつ、住民が接種を希望する場合は、指定された期日並びに予約方法により、住民自身により直接必要な手続きを行うものとする。
- 使用するワクチンの種類や接種間隔、接種可能な日、その他接種に関する必要な事項などは実施主体により決定された内容に基づく。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

25

## コールセンターの役割分担

区分	名称	相談受付内容	連絡先
国	厚生労働省コロナワクチンコールセンター	ワクチンの安全性・有効性などに関すること	0120-761770 (9時～21時)
県	新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター	ワクチンの副反応などに関すること	022-398-9211 (24時間受付)
町	健康福祉課窓口	予防接種の電話及び窓口予約受付(予防接種券送付者のみ)	0120-005676 (8時30分～17時15分) 土日祝日を除く

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

26

## 安全性の確保

No.	項目	方針
1	予防接種券・予診票の送付	予防接種対象者に対し、予め郵送により本人が特定できる予防接種券と予診票を送付する。
2	対象者の本人確認	予防接種券と予診票を用い、口頭や本人が特定できる書類などにより対象者本人であることを確認する。
3	接種不適当者及び予防接種注意者の確認	接種受付時及び予診票による確認時に、接種不適当者または予防接種注意者に該当するかどうかを確認する。
4	副反応等に関する説明および同意	予診の際に、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種対象者などにその内容が理解できるよう適切な説明を行うほか、予防接種の際に、文書により同意を得た場合に限り接種を行う。
5	接種歴の確認	受付担当職員及び医師は、持参した予防接種済証などにより接種歴の確認を行い、接種間隔やワクチンの種類などの確認を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

27

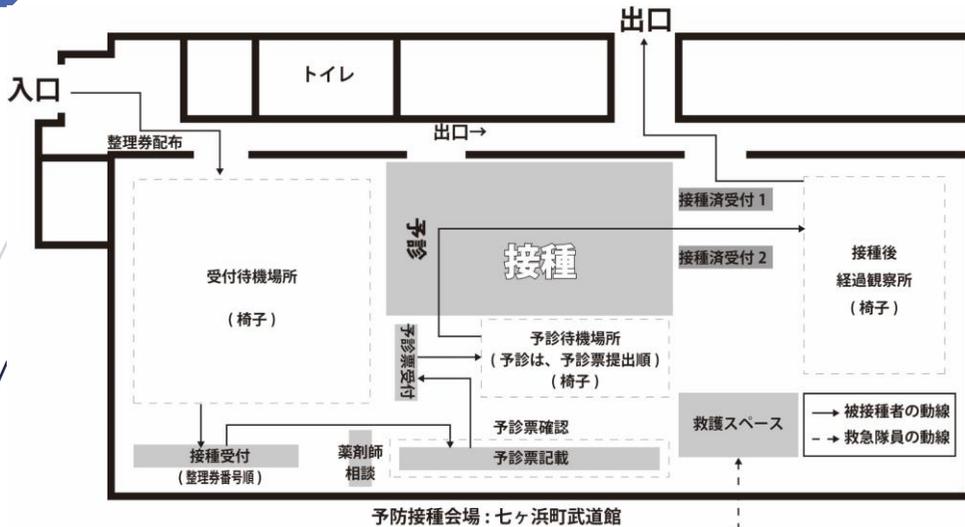
## 予防接種組織体制 [一部更新]



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

28

## 集団接種会場レイアウト



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画